

第 34 回基本計画策定・推進専門委員等会議

令和2年7月 20 日

○飛鳥井議長 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから第 34 回基本計画策定・推進専門委員等会議を開催いたします。

太田構成員、中曽根構成員、菊池構成員、武構成員、加藤構成員におかれましては、会議を欠席されるとの御連絡を受けております。

まず、本日の議事及び配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官(犯罪被害者等施策担当) 警察庁の参事官の西連寺と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第を御覧ください。

1点目の議題は、「要望意見の整理において「A」とされたものに対する対応の検討」でございます。

これに関する資料として、資料1-1「第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見に対する整理(A案件)」をお配りしております。今年2月に行われました第 30 回会議、さらに、その後書面開催されました第 31 回及び第 32 回の会議におきまして、「地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進」を始めとする7つの論点について御検討いただきました。これらの検討の際に、構成員の方々から頂きました御意見を踏まえて、関係府省庁においてA案件として整理された要望に対する対応を検討した結果について一覧にまとめたものでございます。

これに関しまして、資料1-2として、各構成員の皆様から事前に提出いただきました質問の一覧をお配りしております。

また、省庁側からの説明資料として、資料1-3「警察庁における総合的推進事業等について」、資料1-4、1-5「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」とその概要をお配りしております。

2点目の議題である「その他」につきましては、第 29 回会議において、正木構成員から御意見を頂きました国費による犯罪被害者支援弁護士制度の導入に関しまして、法務省からの説明を予定しております。

また、資料2として、今後の会議のスケジュール案をお配りしております。

事務局からは以上でございます。

○飛鳥井議長 それでは、「要望意見の整理において「A」とされたものに対する対応の検討」を始めたいと思います。

第 29 回の会議におきまして要望・意見に関して整理をいたしました、「A」については、「論点として取り上げるもの」として整理させていただきました。このA案件につきましては、第 30 回から第 32 回の会議において論点として取り上げまして、一通りの議論が行われたところでございます。

今回の会議では、これまでの議論を踏まえまして、関係府省庁から計画案文や対応について提出していただきましたので、新たな基本計画に盛り込むべき具体的な施策をどのようなものにする

かにつきまして検討を行いたいと思います。

このA案件について、関係府省庁が検討した内容を資料として事前に構成員の皆様にお配りしております。まずは事前に構成員から頂いた御質問について、関係府省庁から、順次説明をお願いいたします。事前の御質問への回答が全て終了した後に、さらに御質問がある方は挙手をしていただき、御発言をお願いしたいと思います。

それでは、初めに警察庁からお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当) 警察庁の審議官の山田でございます。よろしく申し上げます。

それでは、事前に頂いた御質問、御意見に関しまして、警察庁の関係部分について御説明申し上げます。資料1-2の質問一覧の資料に基づいて、順次申し上げたいと思います。

まず、資料1-2の5ページ、中曽根構成員の6番の御質問、メールマガジンの発信状況、7ページの正木構成員の10番の御質問、自治体職員の研修についての協力の具体的内容、それと、9ページの伊藤構成員の6番の御質問、総合的推進事業の具体的内容等、これらにつきましては、別の資料1-3で配布させていただいております「警察庁における総合的推進事業等について」に、この総合的推進事業の内容ですとか、メールマガジンについてまとめてございます。こちらの方の御確認をお願いしたいと思います。

次に、地方公共団体における犯罪被害者等支援に関する事項について、御説明を申し上げます。

資料1-2の質問の一覧の方の資料に戻っていただきまして、2ページ、中島構成員の3番の御意見、窓口情報へのアクセスについての配慮、6ページ、正木構成員の7番の御質問、総合的対応窓口業務の委託について、7ページ、正木構成員の11番の御質問、総合的対応窓口の好事例、9ページの伊藤構成員の7番の御意見、専門職アドバイザーのモデル事業に関して、御説明申し上げます。

この総合的対応窓口につきましては、全ての自治体に設置されているところではございますが、その業務の委託状況を含めまして、具体的な運用状況、これらは警察庁において網羅的に把握しているところではございませんが、各自治体の実情に応じて運用されているというふうに承知してございます。この窓口の周知方法を含めまして、適切な運用について、引き続き、自治体に要請をしていきたいと考えております。

また、被害者支援につきましては、経験が少ない自治体に対しては、支援事例の提供といったものが有効であるというふうに考えておまして、支援の内容ですとか、他機関との連携について、具体的に示した好事例ですとか、総合的推進事業として実施いたします先進的な取組についての事例、こういったものを積極的に提供して、自治体の総合的対応窓口の充実・強化を今後図っていきたいというふうに考えております。

次に、資料1-2の7ページの正木構成員の8番の御質問、地域差の解消方策、それと11ページ、武構成員の2番の御意見、全自治体における条例の制定に関して、御説明を申し上げます。

これらにつきましては、自治体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪

被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等の支援について全般的かつ実効的な内容を定めた条例の制定状況や、被害者支援に関する計画、指針等の策定に関して、随時、情報提供を行うといった内容を計画に盛り込みまして、自治体における取組の充実・強化を引き続き要請していくこととしたいと考えております。

なお、条例につきましては、地方自治体の議会が制定するものでございますから、国が具体的にこういったものを制定してほしいといったようなことを要請することは適当ではないと考えております。警察庁におきましては、先ほど申し上げました条例の制定状況ですとか、その内容といった情報を提供することによりまして、犯罪被害者等の視点に立った犯罪被害者等支援に関する条例の制定が促進されるよう、また、その結果として犯罪被害者等支援の地域差が解消するように努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2ページの中島構成員の4番の御意見、自治体職員に対する研修の機会の増大、7ページ、正木構成員の9番の御質問、研修の充実方策、それと8ページ、伊藤構成員、5番の御意見、ホームページ等を利用した研修の活性化に関して、御説明いたします。

地方公共団体、自治体の研修等に関しましては、被害者、有識者等を招き、自治体職員等を対象とする講演会を開催する、また、自治体の犯罪被害者等施策主管課室長会議等を通じて最新の情報を提供するとともに、先進的、意欲的な取組事例を含めた資料の提供に努めるといったような内容を計画に引き続き盛り込みまして、自治体のニーズ等を把握した上で、研修機会の充実に努めていきたいというふうに考えております。

以上が、地方自治体の被害者支援に関する事項でございます。

地方自治体における犯罪被害者等の支援は、第30回の会議におきまして、横浜市と三重県から発表がありましたとおり、それぞれの地域の実情に応じた施策を実施することが重要であるということでございます。国と地方との適切な役割分担という法律上の観点も踏まえまして、引き続き、必要な施策の導入を働きかけていきたいと考えております。

それでは、その他の質問等について、資料1-2に従って、引き続き御説明いたします。

まず、2ページの中島構成員の5番の御意見、海外での犯罪被害者の支援に関して、御説明を申し上げます。

海外での犯罪被害者のケアにつきましては、これまでも外務省において在外公館が邦人援護業務として行っておりまして、この中で国外犯罪被害者弔慰金制度ですとか、在外公館所在国の被害者支援につきましても案内されているというところでございます。

次に、3ページの中島構成員の7番の御質問、被害者支援ネットワークの構築、訓練等に関してでございます。

いわゆるテロに限らず、多数の死傷者が発生する事案を念頭に置いて、実践的なシミュレーション訓練を実施している地方自治体もあるというふうに承知しておりまして、東京オリンピックなどの大規模なイベントを事例として想定訓練を行うなど、引き続き有効なネットワークの構築、また効果的なシミュレーション訓練を実施されるよう働きかけていきたいというふうに考えております。

4ページの中曾根構成員の3番と4番の御意見、また、6ページ、正木構成員の1番の御質問、10

ページ、小木曾構成員の1番の御意見、当事者団体、民間支援団体への財政的支援に関してでございます。

警察庁におきましては、民間被害者支援団体に対する財政援助として、令和2年度は約2億6,800万円を予算措置しているところでございます。そのうち直接支援業務の委託に関する経費として約4,600万円、相談業務の委託に関する経費として約1億2,000万円、性犯罪被害者支援業務の委託に要する経費として約5,000万円、被害者支援に関する理解の増進等に係る業務の委託に関する経費として約4,600万円、これを都道府県警察補助金として措置しているところでございます。

また、自助グループに関しましては、民間被害者支援団体を通じた援助が行われるというふうにされているところでございます。民間被害者支援団体の財政状況につきましては、それぞれ異なるところであり、会員からの寄附を募るなどによって財源を確保している団体もあるというふうに承知をしております。引き続き、民間被害者支援団体に対する財政援助として措置している予算の適切な運用を図ってまいりたいと考えております。

7ページの正木構成員の13番の御意見、性被害の証拠採取に関してでございます。

警察への届出を躊躇する性犯罪被害者が、後日、届出意思を有するに至ったときに備えまして、医療機関等において被害者の身体等から証拠資料を採取しておくために、協力の得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進めているところであります。本年4月現在で、37の都道府県において389の医療機関等に性犯罪証拠採取キットが整備されており、医療機関等において採取した証拠資料が警察に提出された場合には、警察署等において保管をしているところであります。

8ページ、伊藤構成員の1番の御意見、児童ポルノ被害の取組に関して、御説明いたします。

児童ポルノの被害児童への心理的ケアにつきましては、街頭補導活動、少年相談等を通じまして、児童ポルノ事犯等の福祉犯の被害児童の早期発見、保護に努めているところであります。少年の特性・心理に関する知識やカウンセリングに関する技能等を有する少年補導職員等が心理学等の専門家からのアドバイスを受けながら、被害児童に対してカウンセリングを実施したり、また、関係機関と連携して家庭環境の調整を行ったりするなど、被害児童に関する継続的支援を実施しているところでございます。

「子供の性被害防止プラン」につきましては、平成29年4月の犯罪対策閣僚会議において策定させていただいたものでありまして、現在もこれに基づく施策を推進しております。毎年、子供の性被害防止に関する関係府省庁連絡会議を開催いたしまして、同プランに基づく取組状況のフォローアップ等を実施しております。

9ページの伊藤構成員の8番の御意見、被害者支援連絡協議会における個人情報保護規定に関して、御説明を申し上げます。

この被害者支援連絡協議会におきまして、個別事案への対応力を向上させるためには、個人情報保護についての規定を設けていることが重要であるということございまして、会員間の連携に関してガイドラインを作成している被害者支援連絡協議会におかれましては、個人情報の取扱い

について規定が設けられているというふうに承知しております。このような事例につきまして、適宜、情報提供を行っていきたいと考えております。

9ページ、伊藤構成員の9番の御意見、支援体制における中心的機関に関して、御説明申し上げます。

支援時期や個別事案によって支援内容が異なりまして、また、支援内容も複数にわたることも考えられます。したがって、制度として中心的な役割を果たす機関等の体制をあらかじめ定義するといったことは困難ではないかと考えております。そのため、被害者支援連絡協議会等において様々な事例を想定したシミュレーション訓練を実施するなど、平素から関係機関、団体等が連携を強化しておくことが重要であるとと考えております。

10 ページ、小木曾構成員の2番の御意見、預保納付金関係を「C」とした理由の記述に関してでございます。

この御意見につきましては、御意見を踏まえまして記述を改めたいと考えております。

以上で、警察庁からの説明を終わります。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。続いて、内閣府、お願いいたします。

○内閣府大臣官房審議官(男女共同参画局担当) 内閣府男女共同参画局でございます。性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援センターに関しまして、中島構成員、正木構成員、中曾根構成員から御質問を頂いております。全部ワンストップ支援センターに関わるものでございますので、まとめてお答えさせていただきたいと思っております。

まず資料といたしまして、内閣府から、資料1-4、1-5といたしまして、6月11日に決定いたしました性犯罪・性暴力対策の強化の方針の概要と本体をお配りいたしてございます。今年度を含め、今後、3年間を集中強化期間といたしまして、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育啓発の強化に取り組むことといたしておりまして、そのための具体的な方針をお示したものでございます。

それでは、御質問にお答えしてまいりたいと思っております。

まず、ワンストップ支援センターでございますけれども、地域の性犯罪・性暴力被害者の支援のための中核的な拠点として機能していく必要がございます。相談につながりやすくなるように、今年の10月に4桁の全国共通短縮番号を導入し、無料化については令和4年度内に実施できるよう検討を進めてまいりたいと考えてございます。また、SNS相談については、本年度も試行実施予定であり、令和3年度内から通年実施できるように準備を進めてまいりたいと考えております。

さらに、このワンストップ支援センターの認知度を高めるために、一般向けの広報に加えまして、学校を通じた中高生への周知、それから地域の関係機関への周知を徹底してまいりたいと思っております。

また、ワンストップ支援センターの24時間365日運営につきましても引き続き推進してまいりますが、人材面等で困難な自治体も多いことから、国において夜間休日に対応できるコールセンターの設置を検討しております。その際、実際に都道府県側の方で緊急対応ができるように、そちらの体制整備とセットで話を進めていきたいと考えてございます。

ワンストップ支援センターの機能強化でございます。これも重要でございますが、都道府県、病院、警察、弁護士等との連携を強化してまいります。このために、今後、国で検討の場を置きまして、地域における好事例を把握して横展開するなど、取組を進めてまいりたいと考えています。

また、コーディネーターの配置、常勤化、事務職員の配置、職員等への研修の充実を通じて支援の質を高めてまいりたいと考えております。

証拠採取についても御質問がございました。被害者の中には、被害直後には被害届を出す気持ちにはならなくとも、支援を受ける中で被害届の提出について考えるようになるという方もいらっしゃいますので、早期に証拠の採取と保管をすることは大変重要であると考えてございます。証拠採取ができる病院の数については、把握しておりませんが、多くの病院と連携して証拠採取できる体制を整えているセンターもございます。先進的な事例を把握しつつ、警察庁を始め関係省庁や都道府県と連携して取組を進めてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。続いて、法務省、お願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。頂いた御質問について回答をさせていただきます。

まず、太田構成員からの御質問、1ページの1でございます。

心情伝達の期間について、統計を取っておらず正確にはお答えできませんが、速やかに実施されているものと考えております。

次に、4ページ、中曽根構成員の御質問5でございます。

極めてつらい思いで刑事施設又は少年院に訪問して講話を頂き、指導に協力していただいているゲストスピーカーの心情を、受刑者のみならず、職員に対しても十分理解させるとともに、協力いただく方に二次被害等を生じさせないよう留意いたしております。

次に、5ページ、御質問の7でございます。

法務省の人権擁護機関では、面談等の人権相談を実施しておりますが、このような相談等を通じて、性暴力被害を含めた人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、被害者の御意向を踏まえつつ、児童相談所や警察等の関係機関へ連絡したり、あるいは警察署や女性相談センターなどへの付添い等の支援も行っております。

続きまして、6ページ、正木構成員の御質問3についてですが、更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会報告書、あるいは、本会議における議論等を踏まえまして、検討を実施する予定でございます。例えば、通知内容等について、総合的な考慮をしつつ検討を行ってまいります。

次に、同じページ、御質問5についてですが、現在、法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会において、非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方の1つとして、刑事施設の長が犯罪被害者等から心情等を聴取し、処遇に生かすとともに、伝達すべきものについては加害者に伝達する制度についても検討がなされております。

次に、6ページの御質問6、それから、8ページの伊藤構成員の御質問4も同旨というふうに理解しておりますが、これらの質問につきましてですが、心情等を伝達しない場合の規定の適用は、現在でも限定的であり、実際に心情等を伝達しないこととされた例は少なく、適切な運用がなされているものと考えております。

次に、7ページ、御質問 12 については、御指摘の研修において、被害者や遺族の心情等の理解を深めるための講義、講話の機会を設けております。引き続き、研修の充実に努めてまいります。

同じページ、御質問の 15 については、後ほど、別途御説明をさせていただきます。

次に、8ページ、伊藤構成員の御質問2については、被害者等の心情は多様であり、事件について思い出したくないという被害者等についてまで、一律に検察庁や更生保護官署から連絡をして制度利用を進めることは難しいところもございます。検察庁では、捜査、公判段階において、犯罪被害者等の希望や状況に応じ、加害者処遇状況等通知制度を含む各種制度について、犯罪被害者の方々へのパンフレットを使用するなどして説明しておりますが、利用したい方が利用できる環境を整備するため、被害者等施策を周知するための広報も重要と考えております。

同じページ、御質問3につきましては、先ほども挙げました更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会報告書の提言事項を踏まえ、被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇の充実について、その効果検証の在り方も含めて検討してまいります。

また、今年度、被害者の視点を取り入れた教育に係る外部有識者を招聘した検討会を開催し、効果検証の在り方を含め、被害者の視点を取り入れた教育の充実方策の検討を行うことを予定しており、その効果については、統計的な調査分析による検証が難しい側面はあると考えられますものの、指導の実施等の機会を通じて心情の変化を把握し、その後の指導に生かしていくように努めております。

最後に、11 ページ、武構成員の御質問1についてですが、刑事施設においては、通知事項の懲罰の状況のうち、当該懲罰に係る反則行為名について、分類上の事情から「その他」と記載することはあるものの、できる限り具体的にお伝えできるよう工夫できないか検討してまいります。

また、少年院においては、被害者等通知制度に基づき、在院者に対する懲戒を行った場合には、懲戒の状況として、懲戒を行った年月、反則行為名及び懲戒の種類について通知をいたしております。

以上、法務省からの回答でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。続いて、文部科学省、お願いいたします。

○文部科学省大臣官房総務課長 文部科学省総務課長でございます。

質問箇所には、3ページの中島構成員からの6番と、6ページ、4番の正木構成員から頂いている御意見がございます。

虐待あるいは性犯罪というものに関しては、子供たちの1日の3分の1くらいの時間を学校で子供たちが過ごしているということがございますので、教員の方々が虐待あるいは性犯罪を受けた子供たちにどういう形で関わって、それを発見できるかということは大変重要なことであると考えています。また一方で、子供たち自身の方から、そういうことがあったということをできる限り教員等に知らされ、

発信していただくということも大切でございまして、まず虐待や性犯罪について、先生方に対して、教員の方に関しては、もとより専門性という観点では、虐待とか性犯罪に関する専門家ではないわけですが、つまり、教員が踏み込めない部分もちろん多いわけですが、いろいろな研修の機会や関係機関との連携を通じた研究協議の場、あるいは事例を含めた具体的な研究、それから、虐待などは、昨年度作成しました「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」などを今年度に改訂してございますけれども、この辺を繰り返し周知に努めているところでございます。

また、それぞれの研修については、各都道府県が任命権者として責任を負うということが法令上決まっておりますが、文部科学省では、教員研修機構にリーダーとなるような方々を呼んで、年間いろいろな形での研修を実施して、それを持ち帰っていただくということをしてございます。

子供たちの視点からいきますと、早い段階から教員が気づくということがやはり必要な部分がございます、個々に子供たちに関わっているところから発見することが第一ですが、子供たちがSOSを出すことができるように、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」のほか、「24時間子供SOSダイヤル」0120-0-78310(なやみ言おう)という電話番号で、年間8万件ほどの相談がある中では、虐待とか性に関することも寄せられております。また、最近はSNSによる相談なども増えてきているので、その辺を文科省としては教育委員会と連携して事業化していたり、児童相談所のダイヤルなども複数の窓口、あるいは複数の先生方、複数の大人との連絡窓口を絶えず設けるということ子供たちにもできる限り、これは身近な教室や廊下等にも連絡先とか複数の窓口を書いて分かっていたりして、それを気づいていただいて、少しでもその気づきみたいなものを増やしていく、そういうことをいろいろな場で周知しているというところでございます。

また、当然、性暴力、障害者を含む性暴力に関するところについては、自分の身を守ることの重要性、あるいは嫌なことをされたらちゃんと教えていただくというような必要性を幼児、児童に教えるということは、発達段階に応じてでございますけれども必要でございまして、そうした教育にはもちろん努めていきたいと考えてございます。

調査研究については、文科省だけで独自で行っていくということは、そういう側面からはなかなか難しいと思っておりますけれども、少しでもそういう成果が上がったら、文科省としても調査研究を研修等に活用してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。続いて、厚生労働省、お願いいたします。

○厚生労働省政策統括室室長補佐 厚生労働省でございます。資料1-2で頂いた御質問に、順次回答させていただきます。

まず、中島構成員より頂いております御質問ですが、2ページの通し番号2番でございます。

「思春期精神保健研修」は、不登校、ひきこもり、家庭内暴力など、児童思春期における様々な精神保健に関わる問題に対応できる人材の確保を目的としております。

「PTSD対策専門研修」については、災害被災者、犯罪・事故被害者、災害遺族、被虐待児童など、トラウマに対する心のケアが必要な方に対応できる人材の確保を目的としております。これらの

研修の座学講座の一部として児童虐待に関する内容が盛り込まれているところです。このように、これらの研修は、思春期精神保健やPTSDに係る全体的な知見の修得と併せて、児童虐待についても適切に対応できるようカリキュラムに組み込んでおります。頂きました御意見も踏まえながら、研修の充実を図ってまいりたいと考えております。

おめくりいただいて3ページ、6番でございますけれども、被害者の方への対応については、令和元年度に都道府県の被害者支援機関の活動と、その地域における精神科医療機関等との連携に関する実態調査を行っておりまして、この調査結果なども参考にしながら、必要な対応を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、中曽根構成員から頂いた質問でございますけれども、4ページの1番でございます。

「DV被害者等自立生活援助事業」につきましては、平成26年度からモデル事業として実施しておりまして、本年度から本格実施に移行しております。

「若年被害女性等支援モデル事業」は、平成30年度から実施しております。こちらの事業についてのアウトリーチ支援については、自治体から委託を受けた民間団体において実施しております。

続いて、2番でございますけれども、事業の周知は自治体に対して全国会議や研修の場を通じて情報提供をしております。自治体管内の民間支援団体などへの周知についても併せて協力をお願いしていきたいというふうに考えております。

次の3番でございますけれども、「若年被害女性等支援モデル事業」でいいますと、当該事業の実施主体となる自治体が委託できる団体としては、年間を通じて若年女性の支援を行う社会福祉法人、NPO法人などとしておりまして、委託の判断は自治体が行うということとなっております。

なお、当事者団体への委託については、事業開始からの実績は現時点ではございません。

続いて、5ページでございますけれども、9番になります。児童相談所の児童福祉司の研修においては、性的虐待の対応について研修を行っており、引き続き関係機関と連携した対応について推進していきたいというふうに考えております。

続いて、正木構成員から頂いた御質問についてでございますが、6ページの2番になります。

「若年被害女性等支援モデル事業」については、令和元年度は東京都で3団体、福岡県で1団体ということで実施しております。この事業については、今年度で3年が経過しますので、これまでの実施状況を踏まえて好事例の収集や評価などを行うこととしております。その内容も踏まえて、事業の本格実施に向けて検討してまいるといふことを考えてございます。

また、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」中間まとめにおいて、未成年の若年女性への対応を含め、困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度の必要性が指摘されておりまして、中間まとめを踏まえ、今後、具体的な検討をしていく予定でございます。相談や通告の内容に応じて、児童相談所と婦人相談所が適切に連携して対応することとしており、特に性非行や性被害を伴う18歳未満の女子の事例については、両機関が十分に協議し、最善の援助が行われるよう努めるものとしております。

最後に、伊藤構成員から頂いた御質問でございますけれども、8ページの1番になります。

児童相談所においては、児童ポルノにより心身に有害な影響を受けた子供に対して、児童心理

司による心のケアなどを行うとともに、必要に応じ地域の医療機関等と連携して対応しているところ
でございます。

厚生労働省からは以上になります。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。最後に、内閣府の方から追加の御回答があるということ
ですので、お願いいたします。

○内閣府 内閣府のNPO担当でございます。

資料1-2の7ページの 14 番、正木構成員から、犯罪被害者支援を行っている有意な団体を寄
附金税額控除団体に積極的に指定することは検討しているのかという御質問を頂いておりますの
で、回答させていただきます。

NPO法人につきましては、活動分野として 20 分野が定められておるところでございます、その
中で寄附金税額控除制度について御説明いたしますと、その中で一定の基準の満たす場合に寄
附金税額控除等の税の優遇がある認定NPO法人及び特例認定NPO法人として、都道府県及び
政令市、67 あるんですが、それは所轄庁と呼ばれておりますが、所轄庁から認定を受けることが
できるとされております。

御質問にございました犯罪被害者支援を行っている団体を積極的に指定することは検討してい
るのかという御質問につきましては、犯罪被害者支援のみの団体を積極的に指定するということ
は検討していないんですが、犯罪被害者支援を含む様々な分野で活動するNPO法人が認定制
度を活用できるように、所轄庁と連携しつつ、引き続き環境整備に努めてまいりたいと考えて
おります。

以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、ただいま関係府省庁から、A案件に対する検討結果についての御回答がありました。
これについて、どなたからでも結構ですので、構成員の方、御意見、御質問がある方は挙手をお
願いたします。

中島構成員、お願いします。

○中島構成員 内閣府の方に質問させていただきます。

この度、性犯罪・性暴力対策強化の方針の概要を御紹介いただき、ありがとうございました。大
変進んだ形の方針で、とても被害者支援に有用かと思えます。

この方針なんですけれども、これはどのような形で反映されていくのでしょうか。例えば、犯罪被害
者等基本計画では、男女共同参画の第5次とのすり合わせというふうになってくるんですけれど
も、こちらに反映されるのか。それともこの方針は各省庁それぞれの取組全てに反映されるもの
のでしょうか。教えていただければありがたいです。

○内閣府大臣官房審議官(男女共同参画局担当) まず、男女共同参画基本計画ですけれども、
現在、いわゆる基本的考え方についての諮問を受けて検討してございまして、これについては
近く公表する予定です。ただ、そこはまだ各省庁の個別の施策については、完全に網羅的
には出てございません。それについては恐らく年内を目途に、今後、各論について、この
方針に書かれていることも含めて記述していくということになるかと思えます。計画
期間は来年度からの5年間ということ

になりますので、今年度中に終わらないようなものについては、その計画期間でやっていただくということで、まず計画の各論の中でこの方針を踏まえた記述、各省庁における施策の記述がそこに盛り込まれているというふうなことになると思います。要するに、内閣府だけではなく、警察庁、法務省、文科省、厚労省などの関係省庁がございますので、その個別の書きぶりについては、今後、各省庁と協力しながら、この方針に書かれている中身についても、反映していくことになるというふうにございます。男女計画の基本的な考え方を踏まえて、犯罪被害者等基本計画の案文の策定とも連携していきたいと考えてございます。

○飛鳥井議長 よろしいですか。

○中島構成員 分かりました。ありがとうございます。反映されていくということで。

そうすると、これはちょっと先の話になって申し訳ないんですけども、こちらの方針は、次回の男女共同参画とのすり合わせの中に反映されるということでいいのでしょうか。

なぜこんなことを言うかという、こちらでB案件になっているものとか、実はこちらの方針では取り上げられたりしている、基本計画でもすり合わせをしたときに再検討する必要が出てきそうな項目も若干見受けられましたので、このような質問をさせていただきました。

○飛鳥井議長 よろしいですか。

○警察庁長官官房参事官(犯罪被害者等施策担当) 事務局でございます。

男女共同参画基本計画案を反映させた当会議の計画案文につきましては、次回の8月20日の第35回会議において、各省庁からお示しさせていただく予定でございます。その後、その計画案文の修正の必要等が出てきましたら、さらに改めてこの会議の場で御議論いただき、男女の基本計画とも調整を図っていくことになろうかと思っております。

○飛鳥井議長 ほかにはいかがでしょうか。

正木構成員、お願いします。

○正木構成員 正木でございます。

まず、1点、訂正なんですけれども、資料1-2の6ページの2のところなんですけれども、児童相談所の「自動」という字が間違っておりまして、どうも失礼いたしました。「児童」に直していただきたいと思ひます。

それから、意見と質問を兼ねるんですけども、354、資料1-2の、私の質問のところではいきますと、7ページの8に関連することなんですけれども、先ほど警察庁の方から、地域差をなくす努力として、条例などの情報提供を積極的に行っていく等々の施策をお示しいただいたんですけども、そういうことは今までも警察庁の方でしていただいているかと思うんです。ただ、それをしても、なおやはり格差は全く縮まっていない。格差は明らかに存在してしまっているというのが現実だと思うんです。特に広域犯罪のときに、やはりどこの地域に住んでいたかによって支援の内容が違ふというのは非常に不合理な結果を被害者の方が被るということになってこようかと思うんです。そこで、地方自治の本旨があるということは理解しておりますが、それを踏まえた上で、より地域格差を縮めるために、より積極的にどういうことをやっていくのかということ、やっぱり今後、検討していく必要があるのではないかと考えておりますので、その点を検討していただきたいということ、今、

その辺のことを考えて、積極的にこういうことも考えているというような案がございましたら、お示しいただきたいというのが意見と質問でございます。

○飛鳥井議長 警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房参事官(犯罪被害者等施策担当) 警察庁でございます。

条例の制定につきましては、地方自治の観点から、情報提供をするという形にならざるを得ないものと考えております。

もともと、地域差を解消するため、積極的に情報提供を行っていくことは重要だと考えており、現在、例えば、警察庁におきましては、いわゆる特化条例につきまして、制定契機、内容、効果などを取りまとめた条例集を作成しております。これは、特化条例を制定いたしました都道府県と政令指定都市の全てについて、これらの情報を取りまとめた1冊の冊子を作成し、都道府県や政令指定都市等に配布するなどしているものでございます。このような情報提供を積極的に行うことにより、地域差がなくなるよう、今後も努めてまいりたいと考えております。

○飛鳥井議長 正木構成員、よろしいでしょうか。

○正木構成員 情報提供をしていただくのは大変結構で、いろいろと努力をいただいているところについては敬意を表するのですが、ただ、現実問題として、情報提供だけではなかなか進んでいないと思われまますので、地方自治の本旨を踏まえながら、何かもう少し積極的な方策を検討いただけたらありがたいなというふうに思います。

○飛鳥井議長 それでは、ほかの御意見、御質問、いかがでしょうか。

ほかの構成員の方もよろしいでしょうか。

それでは、換気のために時間を置きまして、休憩をいたします。その間にまた何か御質問、御意見がございましたら、また改めて会議を再開してお伺いしたいと思います。

それでは、これから5分ほど休憩いたします。

(休 憩)

○飛鳥井議長 それでは、会議を再開したいと思います。

改めて何か御意見、御質問、いかがでしょうか。

中島構成員、お願いします。

○中島構成員 警察庁の方に質問させてください。すみません。事前に私がこれを質問すればよかったんですけども。

警察庁において、民間被害者支援団体に対する財政援助として、2億 6,800 万円を予算措置されているということで、先ほど大きな枠での内訳を御紹介いただいたんですけども、以前ちよつとそういうお話もあったかと思ったので、ここの点が変わったのかどうか知りたいんですが、例えば、人員の確保、人材雇用については、今までずっとこのお金が使われないという体制になっていたんですけども、この点についての変更、人員確保等についての資金として使えるように変更されているのかどうかということをお教えいただけるとありがたいです。

○警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長 警察庁でございます。

予算の総額と項目につきましては、都道府県警察への補助金ということで措置をさせていただい

ているということで、基本的に内容についての変更もございません。研修の業務の委託ですとか、そういった項目になっておまして、雇用ということになりますと、業務の委託ということでの措置ではなくて、それぞれ行うために必要な人もいるでしょうから、ただ、委託の業務を行うに当たって必要な人員は団体さんのほうで整えていただく、そういう仕組みになっているところでございます。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。

正木構成員、どうぞ。

○正木構成員 すみません。今のところに関連して質問させていただきたいんですけども、先ほど2億6,000万円の内訳について、ざくっと御説明いただいたんですけども、その中で性犯罪関係の委託とか、それから被害者支援の委託団体に補助をしているということなんですけれども、具体的にどういうところに補助をしているのかということを教えていただきたいのと、今、この予算、2億6,000万円については、今後どこを重点的に上げていこうとしているのか、増額していく予定がまずあるのか。そして、するとすれば、どこを重点的に増額しようと考えているのか、その点についても教えていただければというふうに思います。

○飛鳥井議長

警察庁、お願いします。

○警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長 今頂いた質問が聞き取れなかったところもあるんですけども、まず、委託に要する経費ということで、これは今日はお持ちでないかもしれませんが、32回の専門委員会議の資料6の中に、委託等に要する経費ということで、直接支援業務の委託費4,500万円、相談業務の委託費1億1,900万円、性犯罪被害者支援業務委託費、約5,000万円などというふうに計上させていただいております、それが補助金ということで各都道府県警察の方に送られて、各都道府県警察の方から、補助金でございますので、都道府県警察の予算を足していただいて、それが被害者支援団体の方に委託費として予算措置をされていく、そういう形になります。

現在行っておりますのは、民間被害者支援団体ということで、具体的に申し上げれば、公安委員会が指定している早期援助団体に対して行っているというのが実態でございます。

どの団体にと、早期援助団体でなければいけないのかといいますと、そういうことではないですけども、ただ、委託を行うに当たっては、その団体がどういう体制で、どのような目的で、どのような業務を行っていてということが確認されている、要するに、信頼できる団体である必要があるということから、現実の話として、早期援助団体又は早期援助団体ということを目指している団体に配付をしているというのが実態でございます。

そういった意味では、2億6,600万円ということでございますけれども、これは補助金でございますので、各都道府県警察の方へいきます。県警の規模によってそれぞれ額などが変わってきますので、一概にどこそこに幾らということで申し上げることは今はできかねるんですけども、必要な予算として措置をされている。

あと、御質問があったのは、性犯罪被害の関係でしたか。

○正木構成員 あとは被害者支援団体について、どの程度予算が渡っているのかという質問と、今

後、2億6,000万円の予算について、増額の検討はしているのか、増額するとすれば、どういう方向で、どういう内容に増額しようと考えているのかということです。

○警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長 今申しあげましたように、被害者支援団体との関係では、各都道府県警察ごとに、それぞれ予算措置をし、また、執行状況ですとか、あとは指定をされている団体ということで、必要な御報告を頂いたりすることになると思いますので、その予算の状況ですとか、執行の状況については、基本的には各都道府県警察で把握をしている。私どもの方としても、その中で一定の把握をしながら必要な予算措置をしているということにはなっておりません。

また、その先でございますけれども、どういったところについて今後増額が考えられるかということでございますけれども、それ自体、現在このような形で予算措置をされているところでございますので、これまでも構成員の方々や支援団体の方々などからお話を頂いておりますように、各被害者支援団体の方に委託費がきちんと予算としていくように必要な指導を行ってまいりたいというふうにも考えておりますし、その辺の結果を踏まえて、どのような形でさらに増額ができるかどうかということも含めて検討していくことになるのかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。

それでは、先ほど、資料1-2の9ページ、構成員からの御質問の中で、警察庁における総合的推進事業について詳しくお示しいただきたいといったような御質問がありまして、警察庁の方から、この資料1-3の資料が配られて、ここに書かれているとおりですという御回答だったんですが、ちょっと時間がありますので、この資料1-3の内容について、少し補足してお話しただければと思います。お願いいたします。

○警察庁長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当) 警察庁でございます。

中曽根構成員から、メールマガジンの発信状況、正木構成員から、自治体職員の研修についての協力の具体的内容、また、伊藤構成員から、総合的推進事業の具体的内容等の御質問を頂いております。これにつきまして、資料1-3の「警察庁における総合的推進事業等について」という資料にまとめて記載してございますので、御説明申し上げます。

まず、犯罪被害者等施策の総合的推進事業ということで、目的に記載のとおり、第3次計画では、警察庁において総合的対応窓口等の充実の促進、自治体の職員を対象とした研修の実施等に協力するということが記載されてございます。地方公共団体における犯罪被害者等支援体制の底上げを図るためということで、それぞれ警察庁と地方公共団体、都道府県の共催による研修等の事業を実施しているところでございます。これは警察庁において事業の実施に関する予算を確保いたしまして実施しているものであります。

事業の概要ですけれども、(2)に記載してございますとおり、大きく分けまして、アの先進的取組事業と、イの研修事業ということで2つございます。

まず、先進的な取組事業につきましては、自治体における先進的な取組を支援し、その取組の成果をほかの自治体に提供するというものであります。

ちなみに、令和元年度の実施事業は、静岡県において支援ハンドブックの作成、また熊本県において個別模擬事案の支援検討会議の開催ということで、それぞれ事業を開催しております。

また、研修事業につきましては、都道府県による市町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修に協力する事業ということでありまして、都道府県が市町村の担当の方をお招きして研修を行うという研修に協力させていただく事業であります。元年度は、滋賀県と鳥取県、長崎県、それと横浜市において研修を実施しております。

事業実施結果の情報共有ということで、報告書を作成し自治体に対して送付しているほか、メールマガジン、ウェブサイトにおいて公表しているということでございます。

先ほど正木構成員から、地域差を解消するために具体的な方策ということで、地域差を解消するための象徴的な事項として、やはり条例制定というのがあるということで、その条例制定については、まだ不足があるであろうという御指摘ではありましたが、情報提供ということでさせていただいております。先ほど申し上げましたとおり、実際に条例を制定するのは自治体の御判断でありますので、あまり国から押しつけるようなことはできないけれども、私どもとしては、精いっぱい情報提供ということで、これを細かく丁寧にしていきたいと考えております。

その条例制定と併せまして、ここで先進的取組事業と研修事業ということで、この事業において共催をいただいている地方公共団体、この事業における成果というの、やはり地域差の解消策として積極的に活用したいということでありまして、これは手を挙げていただいている都道府県は意識の高いところであるというふうに考えておるんですけれども、こういったところで実際に行われた事例等も、これも丁寧にいろいろな場で紹介させていただいて、地域差の解消の一翼を担うべき事業であると考えて、こちらの方も丁寧に紹介していきたいというふうに考えております。

予算額は、これは2年度ですが、1,200万円ということになります。

今後の予定ですが、記載のとおり、静岡県等において事業を実施する予定となっております。

2つ目の犯罪被害者等施策情報メールマガジンでございますけれども、これは目的は記載のとおりですけれども、先進的・意欲的な取組事例を始めとする情報につきまして、関係府省庁、自治体と、その他関係機関、被害者支援センター等ですけれども、配信する電子メールでございます。平成20年度から実施しております。

配信時期は、毎月1回ということで、配信先は記載のとおりであります。

主な配信内容ですが、条例の制定経緯と、その内容といったようなこと、また、会議、事業の実施状況、研修の実施状況、その他有益な情報について、なるべく内容を多く盛り込んだものを配信させていただいているところでございます。

以上になります。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、伊藤構成員、今の回答も含めてですけれども、何か御意見、御質問があれば、お願いいたします。

○伊藤構成員 ありがとうございます。今、御説明のあった総合的推進事業のことで、2点ほどお尋ねしたいことがあります。

1つは、事業の概要として、いろいろ地方公共団体と警察庁が共同してというお話なんですけれども、これは単にお金を出すだけではなく、中身についていろいろ警察庁の方で助言をしたり、指導というか、そういうものがあるのかどうかという話。

2点目は、メールマガジンのことでお尋ねします。平成 20 年度から実施されているということなんですけれども、例えば、民間といいますか、大学の教員なども含めてですけれども、被害者支援あるいは犯罪被害者の方に関する調査を実施したいといったような場合、そういうような調査に関する情報を発信していただくことなども可能かどうかということでお聞きしたいと思います。お願いします。

○飛鳥井議長 よろしいですか。では、まず2点についてお願いします。

○警察庁長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当) まず、事業に対する指導ということなんですけれども、具体的な例として、例えば研修事業等につきましては、大学の先生等、有識者の方にお願いをしながら実施しているわけなんですけれども、そういった中で、有識者の専門の方なので、警察庁からいろいろ言うようなことはないと思うんですけれども、そういう方と話し合いをしながら、こういったことを盛り込んだらいいのではないのでしょうかみたいな話をしながら進めているところですので、指導というような強いところではないんですけれども、内容については一緒に考えながらやっているということでございます。

それと、メールマガジンの調査ということなんですけれども、ちょっと個別具体の事例については検討させていただきたいと思っておりますけれども、基本的に情報を発信するというものでありますので、メールマガジンの情報発信のためのツールだという性格を維持しながら実施していくのかなというふうに考えております。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。

○伊藤構成員 今のメールマガジンに関してなんですけれども、要は、民間は駄目とか、それから、公共のものだけしか載せないとか、そういうような境目はないというふうに考えてよろしいんですね。被害者支援に広く関係する、被害者支援体制を推進していく、改善していく内容であれば、情報発信という意味からメールマガジンの利用も可能だと、そういうふうに、単に地方公共団体とか、官、民と分けたとしたら、官の情報だけ流すよというものでもないという理解でよろしいでしょうか。

○飛鳥井議長 お願いします。

○警察庁長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当) おっしゃるとおりでございます。

○伊藤構成員 ありがとうございました。

○飛鳥井議長

小木曾構成員、お願いいたします。

○小木曾構成員 今御説明のありました資料1-3の事業について教えていただきたいことがあります。研修事業や、それから(4)には今後の予定ということで、静岡、三重、奈良、佐賀、新潟市と書いてあります。この事業を実施する自治体や県はどのように選定されているのか教えていただければと思います。

○警察庁長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当) 基本的に手を挙げていただくということなんですけれども、手を挙げていただいて、その内容について警察庁にお知らせいただき、モデル事

業として実施するにふさわしい内容かどうかこちらで考えさせていただいて選定させていただいているところであります。

○小木曾構成員 そうすると、こういうものがありますよというアナウンスをして、それに対して自治体が手を挙げてくる、そういうことでしょうか。

○警察庁長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当) はい、そうです。この事業は始めて何年か経っておりますので、自治体の方でもこういった事業を警察庁が毎年行っているというようなことは知っておりますので、自治体の方でもいろいろと考えながら手を挙げてくるところは来ていただいているんだと思います。

○飛鳥井議長 お願いします。

○正木構成員 正木でございます。

ただいまの御説明について、若干質問を申し上げたいんですけども、推進事業の中で、各都道府県において、連絡協議会のようなものも持たれていると思うんですけども、連絡協議会において、どんな成果が上がっているのか。何らかの好事例があれば紹介していただきたいということが1点、質問でございます。

それから、意見なんですけれども、この推進事業というのを警察庁がやっておられて、先ほども地域差解消のためにこれを積極的に活用していきたいというようなお話がございましたけれども、ぜひ研修事業を通じてとか、それから各都道府県で連絡協議会が持たれていると思うので、そういう連絡協議会の機会を利用して、警察庁の方で積極的に地域差解消をしていく方策に活用していただきたいと思います。これが意見です。よろしく申し上げます。

○飛鳥井議長 よろしく申し上げます。

○警察庁長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当) 協議会での好事例ということなんですけれども、具体的にこういう事例でこういう連携をしましたというのは、ちょっと手元にございません。申し訳ありません。

それと、研修事業につきましては、御指摘のとおり、地域差の解消ということに有効に使わせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問、いかがでしょうか。

○正木構成員 ちょっと遅くなったんですけども、内閣府さんの方に質問なんですけれども、被害届はしたくないけれども、証拠採取だけはしておきたいということで、実際に病院で証拠採取をした。その後、ただいまのお話では、警察庁の方で証拠を保管していただけるということなんですけれども、被害者の中には、警察庁の方にはまだ証拠を保管してほしくない、提出したくない、病院の方で預かってほしいという方もいらっしゃると思うんです。そういうような場合に、病院の方で保管はしていただけるのでしょうか。それから、どれぐらいの期間、保管していただけるのでしょうか。それから、病院の方で保管していただける病院がどれぐらいあるのでしょうか。その辺りの御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○内閣府 内閣府男女共同参画局でございます。

お尋ねのありました病院における保管ですけれども、幾つかの自治体ではやっておりますが、非常に低温での保管が必要であり、それほど多くはないとは承知しています。ただ、できれば我々としても、今後、警察庁ともよく相談してまいりますけれども、被害届を出さなくても警察の方で保管をしていただけるというような自治体もありますし、そうした場合には警察の中で匿名性を持ちながら、何かあれば名前と照合して被害届を出して証拠とひもづけていただけるというようなことをやっていた自治体もありますので、そういうことも参考にしながら、できるだけ被害者の思いに応えながら、制度として回るような仕組みを考えていきたいと思っております。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。

ほかの方はよろしいでしょうか。

○警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長 警察庁の犯罪被害者支援室でございます。

先ほど正木構成員から、各都道府県の被害者支援連絡協議会についての成果、取組ということで御質問を頂いたかと思えます。前にも多分、御質問を頂いていたかと思うんですけれども、連絡協議会そのものがなかなか開催の実績も少ないという話もありまして、いかに開催をして、各機関、団体が連携していく形になるかということが非常に重要だというふうに考えております。

その中で、今、各県で取り組まれておられますのは、いろいろな各団体が集まって、特に初期からの話が多いんですけれども、被害の発生当初から事件・事故が発生したことを想定して、関係機関が集まって、それぞれの関係機関、団体が、この事案に対してどのような役割を果たしていくのかというふうなことを持ち寄って、それを整理しながらお互いにその関係機関がどういうことをやっているということを理解する。そういった意味での相互理解と協力が必要かと思っておりますので、そういった取組が進められているかと承知をしております。

私ども警察庁側といたしましても、やはり自治体も含めて関係機関、団体、それぞれございますので、それぞれ所掌事務と知見を持ち寄って、お互いの理解を示しながら協力していくということが必要かというふうに承知をしております。その方向で進めていきたいと考えておる次第でございます。

以上です。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

ほかの方は、よろしいですか。

それでは、今、皆様から頂きました御意見等を踏まえまして、今後、事務局や関係府省庁におきまして、新たな基本計画に盛り込むべく、具体的な施策等について検討し、改めて計画案文としてお示ししたいと思います。

それでは、議事次第に従いまして進めさせていただきます。

議事次第の2点目、「その他」についてですが、国費による犯罪被害者支援弁護士制度の導入についての検討を行いたいと思っております。

これにつきましては、今年1月に行われました第29回の会議において、正木構成員やその他の構成員の方から、論点として取り上げてほしいという旨の御発言がございました。本日、改めて法務省から説明をしていただきたいと思います。

それでは、法務省、お願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 御説明いたします。日本弁護士連合会が法テラスに委託して実施しております犯罪被害者法律援助事業を国費負担とすることにつきましては、従前、御議論いただいたところございまして、その際に私からも申し上げたとおり、様々な課題があることは確かだと思っております。ただ、これまでの当会議体における御議論もありましたし、それも含めて様々な御議論、御意見を踏まえまして改めて検討した結果、法務省において、弁護士による犯罪被害者の支援を充実させる観点から、支援の対象とすべき犯罪被害者の範囲、支援の在り方等について、法制度化に向けた課題を含め、広く検討し、論点整理を行うための検討会を立ち上げることにしたところです。検討会における検討状況につきましては、随時、当会議体にもお伝えする予定でございます。

以上でございます。

○飛鳥井議長 ただいまの法務省からの御説明に関しまして、御意見、御質問等はいかがでしょうか。

お願いします。

○正木構成員 いろいろ意見を申し上げまして、検討していただけるということで、ありがたく思います。犯罪被害者支援につきましては、今、法テラス、日弁連が委託援助事業を行っておりますけれども、他の事業に比べて非常に利用が多いという状況にございまして、それはやっぱり犯罪被害者支援の必要性というものを国民が感じているということだと思っております。ですので、早急にこの国費化の検討を進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○飛鳥井議長 ほかの方、いかがでしょうか。法務省の方から新たに検討会を設けるといったような御説明がありましたけれども、ほかの委員の方は、これに関しましてはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、国費による犯罪被害者支援弁護士制度の導入に関しましては、ただいま法務省から御説明がありましたとおり、新たな検討会を設けるということでの対応とさせていただきたいと思ます。

以上、いろいろ御検討いただきました。A案件として論点として取り上げるものについて、御意見、御質問を受けましたけれども、このA案件の論点についての検討は、これまでの今日の議論の経過、以上のとおりとさせていただくということでよろしいでしょうか。

では、特に御異議がないということですので、そのようにさせていただきます。御検討のほど、どうもありがとうございました。

ただ、また何かさらに追加で御意見、御質問等がありましたら、事務局等に御提出していただければと思います。また、頂きました御意見等については、引き続き、皆様とも共有できるようにしたいと思います。

それでは、最後に、今後の会議のスケジュール(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官(犯罪被害者等施策担当) 事務局でございます。会議の具体的なスケジュールについて、御説明させていただきます。資料2を御覧ください。

スケジュールにつきましては、今年1月の第 29 回会議におきまして構成員の皆様から御承認を頂いておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面開催により会議を実施したことなどを踏まえまして、改めてスケジュール(案)をお示しいたします。

従前からの変更点といたしましては、7月、8月、9月の会議で基本計画の案文などについて御議論いただきまして、基本計画の骨子案を確定していただくことを予定しております。

また、12月の会議におきまして、児童ポルノ禁止法に基づく検証・評価を行っていただくことを予定しております。

以上でございます。

○飛鳥井議長 今後のスケジュールにつきまして、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。特に御意見がございませんでしたら、ただいま説明がありましたスケジュールに沿って作業を進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事は以上で終了いたします。今後の予定について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官(犯罪被害者等施策担当) それでは、事務局から、次回の会議日程について連絡申し上げます。

次回は、8月20日木曜日、午後2時から、場所は、本日と同じ警察総合庁舎7階大会議室を予定しております。次回は、第5次男女共同参画基本計画案及び同計画の検討結果を踏まえることとされた要望・意見に対する対応の検討を行いたいと思っております。

また、次回会議では、一部の計画案文になると思われませんが、関係府省庁から提出していただいた計画案文の一覧表をお示しいたしたいと思います。

次回会議開催までの手順につきましては、今回と同様に、関係府省庁が作成した資料を事前に配付させていただきます。構成員の皆様方にあつては、事務局が御依頼する期日までに、事務局宛てに御意見、御質問を提出していただきたく、お願いいたします。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、第34回基本計画策定・推進専門委員等会議を終了いたします。本日は、御多忙の中、構成員の皆様におかれましては、御出席いただき、ありがとうございました。